

## 第 4 2 号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 2 8 号）  
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第  
2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「1 0 0 分の 8 7」を「1 0 0 分の 8 3 . 7」に  
改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和  
4 9 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「1 0 0 分の 8 7」を「1 0 0 分の 8 3 . 7」に  
改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成  
1 8 年亀岡市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 8 7」を「1 0 0 分の  
8 3 . 7」に、「1 0 4 分の 8 7」を「1 0 4 分の 8 3 . 7」に  
改める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 国家公務員の退職給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、退職給付の官民均衡を図るため、退職手当の基本額に係る調整率を国に準じて、100分の83.7（現行100分の87）に引き下げること。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。